

第 16 節の 2 形態 5-2

(網構成)

第 79 条の 2 当社の I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.4、11.6 又は 11.9 のいずれか 1 つ及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 11.4、11.6 を適用した場合、ATM レイヤの OAM 機能において、ユーザが使用する VC の OAM 機能 (F 5 フロー) については全て透過とします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条 (伝送装置間インタフェース仕様) の規定を準用します。ただし、DSM-L 形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

<p>注) NTT 東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。 NTT 西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。</p>
---